

# 指定緊急避難場所・指定避難所の案内

#### ●指定緊急避難場所とは

災害が発生又は発生するおそれがある場合、  
その危険から命を守るために緊急避難場所・施設です。  
災害によって避難する施設は異なります。

#### ・洪水(洪水避難ビル)

小中学校や公共施設の上階、江南市と洪水時の避難場所に関する協定を締結している民間施設の屋上など。

#### ・地震の余震、大規模火災(地震火災避難広場)

小中学校のグランドや公園など。

#### ●指定避難所とは

災害発生後、自宅の損壊などで自宅での生活ができない被災者が、一定期間生活をするための施設です。小中学校の体育館やその他の公共施設を指定しています。

#### ● 災害時の安否確認

災害用伝言ダイヤル「171」

地震などの災害の発生により、被災地に対する電話  
がつながりにくい状況になった場合に利用できます。

### 携帯電話・スマートフォンの「災害用伝言板」

地震などの災害が発生した場合に、携帯電話各社のポータルサイト上に「災害用伝言版」が開設されます。



## 詳しくは 江南市防災ハンドブック をご覧ください。

